

石川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

— 毎月勤労統計調査年報 —

令和 7 年

石川県総務部デジタル推進監室
県庁デジタル推進課統計情報室

目 次

調査結果の概要	1
毎月勤労統計調査地方調査の説明	10
統 計 表	
1 指数	
第1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額)	16
第2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額)	20
第3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与)	24
第4表 産業別常用雇用指数	28
2 給与・賞与	
第5表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間現金給与額	32
第6表 産業別きまって支給する給与	50
第7表 産業別臨時給与(賞与)の支給状況	54
3 出勤日数・実労働時間数	
第8表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間出勤日数・実労働時間数	55
4 労働者数	
第9表 産業別、性別月末推計常用労働者数	73
第10表 産業別、性別月末推計パートタイム労働者数	77
第11表 産業別入職率・離職率	81
5 その他	
第12表 産業別、就業形態別常用労働者の1人平均月間現金給与額・出勤日数・ 実労働時間数	85
付 録	
1 毎月勤労統計調査特別調査の説明	89
2 調査結果の概要	90
付第1表 産業別、性別、規模別 きまって支給する現金給与額	91
付第2表 産業別、性別 特別に支払われた現金給与額・月間出勤日数・ 1日の実労働時間数・常用労働者数	91
3 毎月勤労統計調査の沿革	92
4 調査票様式(全国調査、地方調査、特別調査)	93

調 査 結 果 の 概 要

令和 7 年毎月勤労統計調査結果における 賃金、労働時間及び雇用の動き

1 賃金の動き

令和 7 年における常用労働者 1 人平均の月間「現金給与総額」は、事業所規模 5 人以上は 324,749 円となり、前年比 3.3%増、規模 30 人以上では 359,839 円、前年比 4.0%増となった。

このうち、「きまって支給する給与」は、規模 5 人以上は 261,553 円となり、前年比 3.0%増、規模 30 人以上では 283,807 円、前年比 2.7%増となった。

また、「特別に支払われた給与」は月平均でみると、規模 5 人以上は 63,196 円、前年差 2,982 円増、規模 30 人以上では 76,032 円、前年差 6,591 円増となった。(表 1－1、表 1－2)

なお、現金給与総額の推移(名目賃金及び実質賃金について令和 2 年を 100 とした指数で比較)は、図 1－1、図 1－2、図 2－1、図 2－2 のとおりとなっている。

表 1－1 産業別月間現金給与額（規模 5 人以上）

産 業 分 類	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	令和 7 年	前年比	令和 7 年	前年比	令和 7 年	前年差
	円	%	円	%	円	円
調 査 産 業 計	324,749	3.3	261,553	3.0	63,196	2,982
建 設 業	495,071	8.1	380,157	8.2	114,914	6,729
製 造 業	380,586	3.9	297,494	2.7	83,092	6,389
電気・ガス・熱供給・水道業	474,318	△ 4.6	369,729	△ 4.5	104,589	△ 3,656
情 報 通 信 業	487,056	3.0	372,045	4.2	115,011	1,037
運 輸 業 , 郵 便 業	357,478	13.9	293,623	5.5	63,855	27,525
卸 売 業 , 小 売 業	280,020	3.8	228,530	4.6	51,490	△ 313
金 融 業 , 保 険 業	424,432	△ 3.2	324,040	△ 1.9	100,392	△ 7,022
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	363,969	15.2	301,761	25.5	62,208	△ 14,044
学術研究、専門・技術サービス業	456,685	2.6	347,425	△ 0.6	109,260	13,123
宿泊業、飲食サービス業	114,726	13.7	110,482	12.2	4,244	1,839
生活関連サービス業、娯楽業	189,048	1.6	164,540	0.1	24,508	3,094
教 育 , 学 習 支 援 業	341,583	3.1	267,438	2.5	74,145	2,370
医 療 , 福 祉	335,739	0.7	274,391	0.0	61,348	2,621
複 合 サ ー ビ ス 事 業	395,229	△ 5.8	305,399	△ 5.4	89,830	△ 7,560
サービス業(他に分類されないもの)	257,532	0.6	225,614	2.4	31,918	△ 3,239

注 1) 調査産業計には、鉱業を含む。

図1－1 現金給与総額の推移(規模5人以上)



図2－1 現金給与総額(前年比)の推移(規模5人以上)

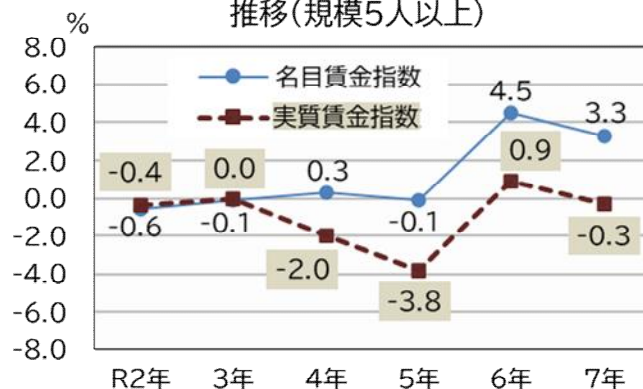


表 1－2 産業別月間現金給与額（規模 30 人以上）

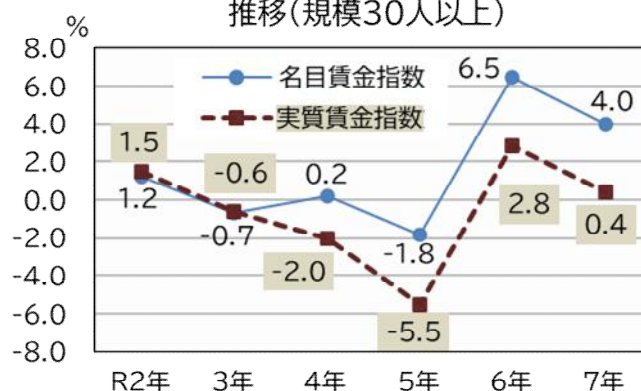
産 業 分 類	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	令和 7 年	前年比	令和 7 年	前年比	令和 7 年	前年差
	円	%	円	%	円	円
調 査 産 業 計	359,839	4.0	283,807	2.7	76,032	6,591
建 設 業	567,198	12.9	433,420	13.9	133,778	13,639
製 造 業	413,768	5.7	316,931	4.0	96,837	10,172
電気・ガス・熱供給・水道業	486,712	△ 16.4	409,943	△ 10.9	76,769	△ 43,168
情 報 通 信 業	490,805	0.0	368,765	0.7	122,040	△ 1,081
運 輸 業 , 郵 便 業	365,358	14.6	292,778	3.3	72,580	37,001
卸 売 業 , 小 売 業	309,581	2.3	243,175	3.5	66,406	△ 1,320
金 融 業 , 保 険 業	438,065	0.0	335,461	3.7	102,604	△ 12,879
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	251,948	55.6	207,983	39.0	43,965	31,277
学術研究, 専門・技術サービス業	536,098	4.3	349,905	△ 6.1	186,193	47,155
宿泊業, 飲食サービス業	121,494	△ 1.6	117,096	△ 1.7	4,398	51
生活関連サービス業, 娯楽業	178,050	14.1	152,842	11.8	25,208	6,347
教 育 , 学 習 支 援 業	430,070	10.5	329,130	7.9	100,940	17,993
医 療 , 福 祉	381,023	3.1	309,769	2.3	71,254	4,253
複 合 サ ー ビ ス 事 業	407,511	△ 3.3	317,304	△ 3.6	90,207	△ 4,214
サービス業(他に分類されないもの)	209,177	△ 7.6	192,707	△ 4.7	16,470	△ 7,216

注 1) 調査産業計には、鉱業を含む。

図1－2 現金給与総額の推移(規模30人以上)



図2－2 現金給与総額(前年比)の推移(規模30人以上)



次に、現金給与総額を産業別にみると、事業所規模 5 人以上は、建設業が 495,071 円と最も高く、以下、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、学術研究, 専門・技術サービス業、金融業、保険業、規模 30 人以上では、建設業が 567,198 円と最も高く、以下、学術研究, 専門・技術サービス業、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業の順となっている。

また、現金給与総額を男女別にみると、規模 5 人以上は、男 409,182 円に対し、女 234,760 円、規模 30 人以上では、男 439,341 円に対し、女 269,088 円となっている。

(表 2－1、表 2－2)

表 2－1 産業別男女別月間現金給与額（規模 5 人以上）

産 業 分 類	現金給与総額			きまって支給する給与		
		男	女		男	女
	円	円	円	円	円	円
調 査 産 業 計	324,749	409,182	234,760	261,553	324,498	194,467
建 設 業	495,071	543,467	345,020	380,157	416,093	268,739
製 造 業	380,586	447,164	252,373	297,494	345,313	205,407
電気・ガス・熱供給・水道業	474,318	509,456	391,111	369,729	394,069	312,093
情 報 通 信 業	487,056	526,289	393,515	372,045	398,510	308,945
運 輸 業 , 郵 便 業	357,478	381,768	241,031	293,623	311,149	209,604
卸 売 業 , 小 売 業	280,020	391,716	175,998	228,530	308,618	153,944
金 融 業 , 保 険 業	424,432	531,980	341,924	324,040	402,263	264,029
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	363,969	426,167	269,294	301,761	350,596	227,427
学術研究, 専門・技術サービス業	456,685	555,182	279,036	347,425	418,757	218,771
宿泊業, 飲食サービス業	114,726	134,643	103,984	110,482	126,942	101,604
生活関連サービス業, 娯楽業	189,048	238,433	149,299	164,540	205,482	131,587
教 育 , 学 習 支 援 業	341,583	372,596	307,908	267,438	297,535	234,758
医 療 , 福 祉	335,739	466,151	300,347	274,391	393,243	242,136
複 合 サ ー ビ ス 事 業	395,229	471,745	305,817	305,399	363,880	237,061
サービス業(他に分類されないもの)	257,532	311,126	186,486	225,614	267,685	169,844

注 1) 調査産業計には、鉱業を含む。

表 2－2 産業別男女別月間現金給与額（規模 30 人以上）

産 業 分 類	現金給与総額			きまって支給する給与		
		男	女		男	女
	円	円	円	円	円	円
調 査 産 業 計	359,839	439,341	269,088	283,807	341,288	218,193
建 設 業	567,198	608,617	416,846	433,420	466,495	313,355
製 造 業	413,768	470,878	286,061	316,931	357,960	225,182
電気・ガス・熱供給・水道業	486,712	558,387	389,525	409,943	469,793	328,789
情 報 通 信 業	490,805	521,424	406,413	368,765	390,945	307,632
運 輸 業 , 郵 便 業	365,358	395,292	246,157	292,778	312,345	214,858
卸 売 業 , 小 売 業	309,581	434,854	195,050	243,175	326,998	166,540
金 融 業 , 保 険 業	438,065	555,917	337,957	335,461	416,711	266,444
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	251,948	339,486	140,357	207,983	271,492	127,024
学術研究, 専門・技術サービス業	536,098	639,814	310,548	349,905	413,645	211,291
宿泊業, 飲食サービス業	121,494	137,246	111,349	117,096	131,417	107,873
生活関連サービス業, 娯楽業	178,050	221,339	146,349	152,842	187,304	127,605
教 育 , 学 習 支 援 業	430,070	501,767	368,048	329,130	385,850	280,064
医 療 , 福 祉	381,023	518,226	338,725	309,769	437,256	270,466
複 合 サ ー ビ ス 事 業	407,511	470,205	289,634	317,304	364,901	227,814
サービス業(他に分類されないもの)	209,177	249,171	159,233	192,707	225,164	152,175

注 1) 調査産業計には、鉱業を含む。

2 労働時間の動き

令和7年の調査産業計の常用労働者1人平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上は135.9時間、前年比1.0%減、規模30人以上では141.3時間、前年比1.7%減となった。

月間の労働時間を年換算^(注2)すると、総実労働時間は、規模5人以上は1,631時間、前年差17時間減、規模30人以上では1,696時間、前年差29時間減となった。

労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は、規模5人以上は126.4時間、前年比1.4%減、規模30人以上では130.2時間、前年比2.4%減となった。また、所定外労働時間は、規模5人以上は9.5時間、前年比4.7%増、規模30人以上では11.1時間、前年比8.2%増となった。

なお、製造業の所定外労働時間は、規模5人以上は11.8時間、前年比12.9%減、規模30人以上では12.4時間、前年比10.6%減となった。

月間の出勤日数は、規模5人以上は17.7日、前年差0.2日減、規模30人以上では17.9日、前年差0.4日減となった。(表3-1、表3-2、図3-1、図3-2、図4-1、図4-2)

表3-1 産業別月間出勤日数、実労働時間数（規模5人以上）

産 業 分 類	出勤日数		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	令和7年	前年差	令和7年	前年比	令和7年	前年比	令和7年	前年比
	日	日	時間	%	時間	%	時間	%
調 査 産 業 計	17.7	△ 0.2	135.9	△ 1.0	126.4	△ 1.4	9.5	4.7
建 設 業	19.7	0.0	162.7	△ 0.5	148.1	△ 0.8	14.6	2.8
製 造 業	19.0	△ 0.4	153.3	△ 3.2	141.5	△ 2.3	11.8	△ 12.9
電気・ガス・熱供給・水道業	19.1	0.2	171.1	0.3	152.6	0.9	18.5	△ 4.0
情 報 通 信 業	19.4	0.0	166.0	2.1	148.8	0.9	17.2	14.5
運 輸 業 , 郵 便 業	19.5	0.5	165.0	4.9	144.1	0.7	20.9	44.2
卸 売 業 , 小 売 業	17.7	0.0	127.9	△ 0.6	121.2	△ 0.6	6.7	△ 2.8
金 融 業 , 保 険 業	18.7	△ 0.2	143.6	△ 2.8	137.4	△ 1.6	6.2	△ 24.0
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	19.1	1.4	156.1	6.2	143.9	7.4	12.2	△ 5.2
学術研究, 専門・技術サービス業	18.4	0.1	149.7	3.3	138.9	3.4	10.8	1.5
宿泊業, 飲食サービス業	14.6	1.6	87.8	13.8	82.9	12.6	4.9	41.2
生活関連サービス業, 娯楽業	14.2	△ 0.5	102.3	△ 3.9	97.3	△ 3.4	5.0	△ 12.2
教 育 , 学 習 支 援 業	14.7	△ 2.3	115.2	△ 9.8	104.2	△ 11.8	11.0	15.0
医 療 , 福 祉	17.9	△ 0.4	135.6	△ 0.8	129.1	△ 2.4	6.5	48.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	18.6	△ 0.3	148.1	△ 2.0	141.8	△ 1.4	6.3	△ 14.5
サービス業(他に分類されないもの)	17.6	0.0	133.6	△ 0.8	123.9	△ 1.6	9.7	10.9

注1) 調査産業計には、鉱業を含む。

注2) 総実労働時間の年換算値は、月間平均値を12倍し算出。

図3-1 1人平均月間実労働時間の推移
(規模5人以上)

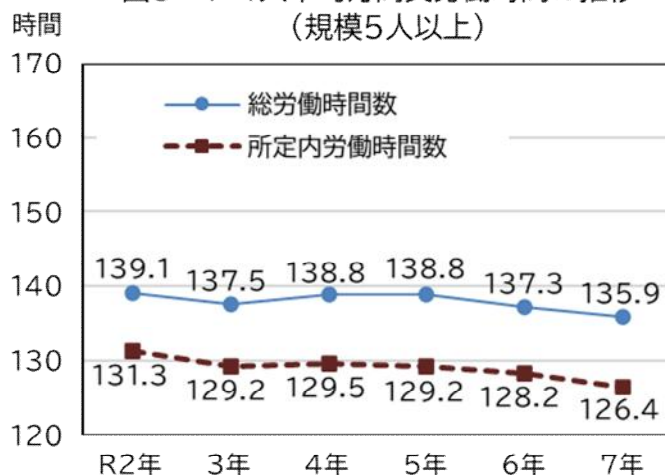


図4-1 1人平均月間実労働時間(前年比)の推移(規模5人以上)



表 3-2 産業別月間出勤日数、実労働時間数（規模30人以上）

産業分類	出勤日数		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	令和7年	前年差	令和7年	前年比	令和7年	前年比	令和7年	前年比
	日	日	時間	%	時間	%	時間	%
調査産業計	17.9	△ 0.4	141.3	△ 1.7	130.2	△ 2.4	11.1	8.2
建設業	18.6	△ 0.4	158.8	0.2	141.5	△ 1.9	17.3	20.8
製造業	18.8	△ 0.4	154.9	△ 2.7	142.5	△ 2.0	12.4	△ 10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	17.9	△ 0.4	167.7	△ 6.9	151.0	△ 3.5	16.7	△ 29.4
情報通信業	19.4	△ 0.1	166.9	1.0	148.3	0.0	18.6	9.7
運輸業，郵便業	19.3	0.2	163.3	1.6	142.8	△ 1.4	20.5	29.6
卸売業，小売業	18.3	0.0	134.5	△ 1.5	126.3	△ 2.0	8.2	9.2
金融業，保険業	18.6	△ 0.4	142.7	△ 2.1	136.6	△ 1.7	6.1	△ 11.4
不動産業，物品賃貸業	16.8	△ 0.1	131.9	11.1	117.7	1.6	14.2	401.7
学術研究，専門・技術サービス業	18.1	△ 0.2	146.3	0.3	136.8	2.2	9.5	△ 21.7
宿泊業，飲食サービス業	13.7	△ 0.2	90.9	2.9	84.6	2.1	6.3	14.7
生活関連サービス業，娯楽業	13.1	0.9	94.4	4.8	87.3	4.2	7.1	11.8
教育，学習支援業	16.0	△ 2.1	131.9	△ 5.4	115.6	△ 9.1	16.3	34.5
医療，福祉	18.3	△ 0.3	143.4	0.1	136.1	△ 1.8	7.3	60.5
複合サービス事業	19.3	0.1	154.1	0.4	144.9	1.0	9.2	△ 8.4
サービス業(他に分類されないもの)	17.0	△ 0.2	127.5	△ 2.4	117.3	△ 3.1	10.2	6.5

注1) 調査産業計には、鉱業を含む。

注2) 総実労働時間の年換算値は、月間平均値を12倍し算出。

図3-2 1人平均月間実労働時間の推移（規模30人以上）

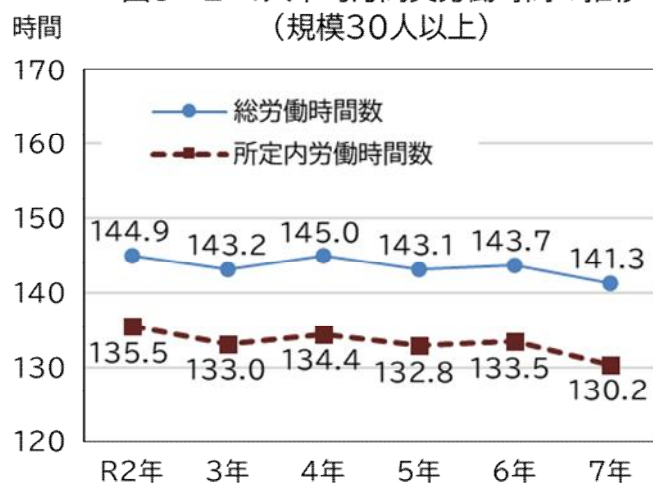
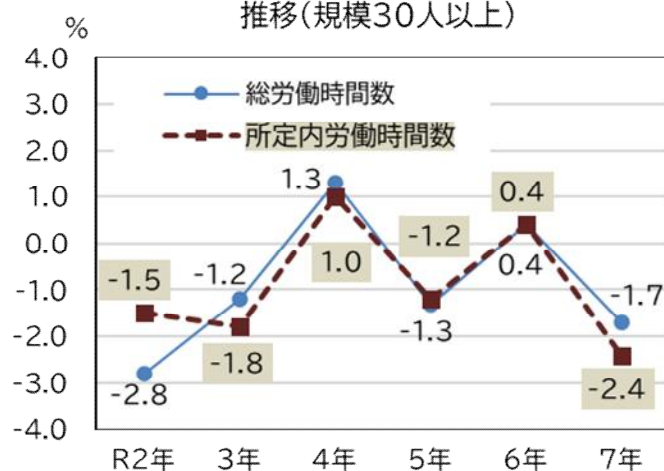


図4-2 1人平均月間実労働時間(前年比)の推移(規模30人以上)



3 雇用の動き

令和7年の調査産業計の推計常用労働者数は、事業所規模5人以上は448,329人、前年比3.0%増、規模30人以上では、265,261人、前年比3.0%増となった。

産業別にみると、規模5人以上は、電気・ガス・熱供給・水道業（14.3%増）、宿泊業、飲食サービス業（12.4%増）等が増加し、金融業、保険業（3.7%減）、教育、学習支援業（0.7%減）等が減少、規模30人以上では、宿泊業、飲食サービス業（22.1%増）、電気・ガス・熱供給・水道業（18.1%増）等が増加し、運輸業、郵便業（4.1%減）が減少した。（表4-1、表4-2、図5-1、図5-2）

また、労働異動率（入職率、離職率）の令和7年平均は、規模5人以上は入職率1.94、離職率1.78、規模30人以上では入職率1.77、離職率1.65となった。（図6-1、図6-2）

表4-1 産業別推計常用労働者数及び常用雇用指数（規模5人以上）

産業分類	推計常用労働者数	常用雇用指数 (令和2年=100)	
		令和7年	前年比
	人		%
調査産業計	448,329	102.3	3.0
建設業	23,420	99.8	3.1
製造業	93,110	100.0	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	801	35.1	14.3
情報通信業	10,223	115.4	1.5
運輸業，郵便業	21,370	81.4	△ 0.6
卸売業，小売業	91,681	110.5	2.5
金融業，保険業	9,557	92.9	△ 3.7
不動産業，物品賃貸業	6,178	147.8	4.7
学術研究，専門・技術サービス業	10,031	105.4	2.6
宿泊業，飲食サービス業	36,791	103.7	12.4
生活関連サービス業，娯楽業	12,594	106.2	5.5
教育，学習支援業	27,590	115.7	△ 0.7
医療，福祉	68,174	98.2	4.4
複合サービス事業	4,111	95.9	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	32,699	100.9	△ 0.1

注1) 調査産業計には、鉱業を含む。

図5-1 常用雇用指数及び前年比の推移(規模5人以上)

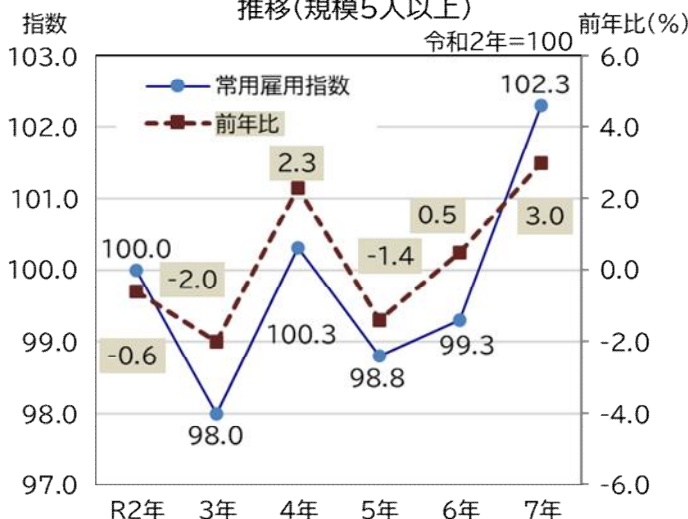


図6-1 労働異動率(入職率、離職率)の推移(規模5人以上)

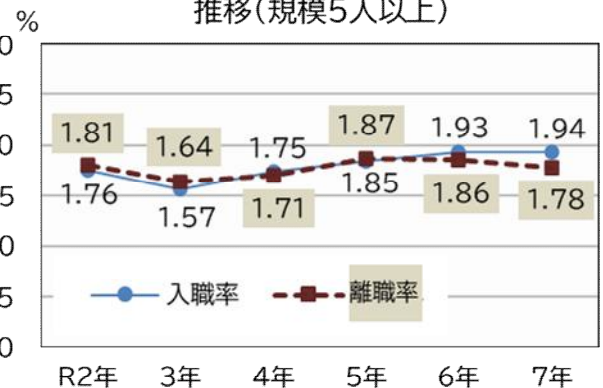


表４－２ 産業別推計常用労働者数及び常用雇用指数（規模３０人以上）

産 業 分 類	推計常用労働者数	常用雇用指数 (令和２年=100)	
		令和７年	前年比
	人		%
調 査 産 業 計	265,261	102.1	3.0
建 設 業	7,894	103.7	2.7
製 造 業	72,748	102.1	0.8
電 気・カゝス・熱 供 給・水 道 業	367	18.3	18.1
情 報 通 信 業	7,632	106.9	2.4
運 輸 業， 郵 便 業	14,537	79.8	△ 4.1
卸 売 業， 小 売 業	38,404	110.9	1.2
金 融 業， 保 険 業	5,636	111.2	0.0
不 動 産 業， 物 品 賃 貸 業	1,489	135.8	2.6
学 術 研 究， 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	4,751	104.0	0.8
宿 泊 業， 飲 食 サ ー ビ ス 業	15,395	111.7	22.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業， 娛 楽 業	5,801	126.2	5.7
教 育， 学 習 支 援 業	18,505	121.9	3.0
医 療， 福 祉	46,413	98.5	6.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	2,147	89.9	0.9
サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	23,542	95.6	1.1

注１）調査産業計には、鉱業を含む。

図５－２ 常用雇用指数及び前年比の推移(規模30人以上)

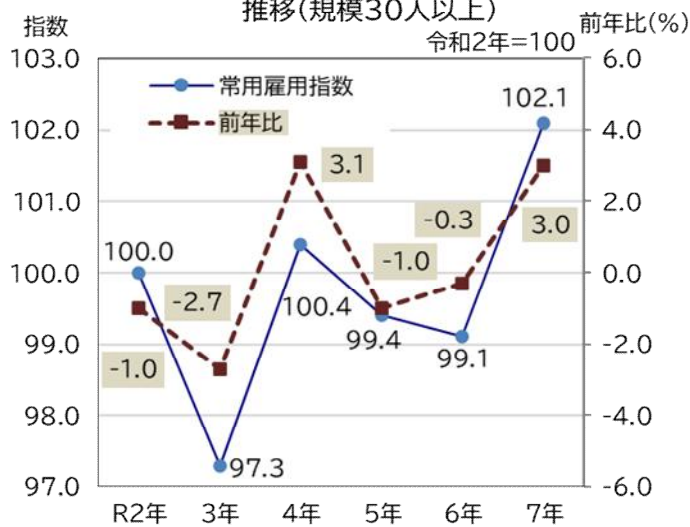
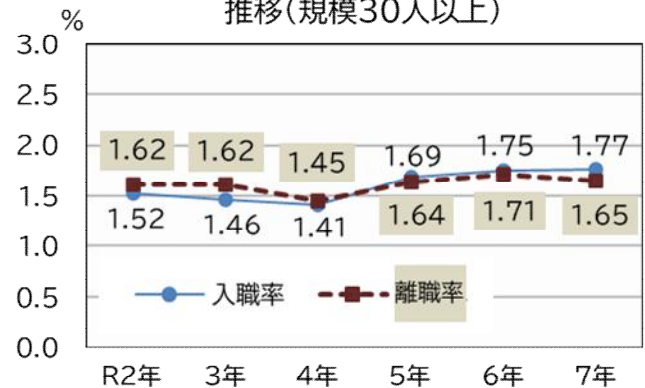


図６－２ 労働異動率(入職率、離職率)の推移(規模30人以上)



一般労働者とパートタイム労働者の推移

① 現金給与総額

令和7年における1人平均の月間現金給与総額は、一般労働者が、事業所規模5人以上は427,939円となり、前年比4.0%増、規模30人以上では454,688円、前年比6.1%増となった。

パートタイム労働者は、規模5人以上は108,330円となり、前年比3.1%増、規模30人以上では120,952円、前年比2.1%減となった。(表5)

なお、現金給与総額の推移(一般労働者とパートタイム労働者について令和2年を100とした指数で比較)は、図7-1、図7-2のとおりとなっている。

表5 就業形態別月間現金給与総額の年推移(調査産業計)

年	規模5人以上				規模30人以上			
	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比
	円	%	円	%	円	%	円	%
令和2年	377,558	△ 1.3	101,116	3.3	405,736	△ 0.3	110,309	△ 0.1
3年	380,700	0.9	97,037	△ 3.9	410,986	1.4	101,473	△ 7.9
4年	383,257	0.8	97,557	0.4	406,619	△ 1.1	111,226	9.7
5年	387,307	1.1	99,561	2.2	407,472	0.4	110,668	△ 0.6
6年	410,791	5.4	105,086	3.4	427,719	5.1	123,644	12.0
7年	427,939	4.0	108,330	3.1	454,688	6.1	120,952	△ 2.1

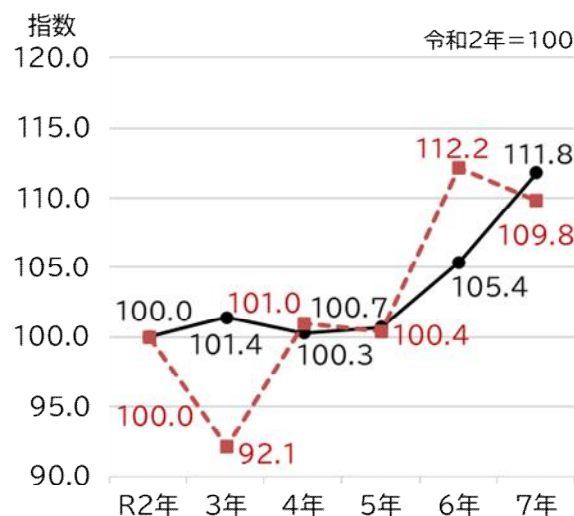
注) 前年比は、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出している。(調査の説明「9利用上の注意(5)～(7)」を参照)

図7-1 現金給与総額の推移(規模5人以上)



● 一般労働者 -■- パートタイム労働者

図7-2 現金給与総額の推移(規模30人以上)



● 一般労働者 -■- パートタイム労働者

② 常用労働者数

令和7年の調査産業計の推計常用労働者数は、一般労働者が、規模5人以上は303,483人となり、前年比2.0%増、規模30人以上では189,830人、前年比1.0%増となった。

パートタイム労働者は、規模5人以上は144,846人となり、前年比5.5%増、規模30人以上では75,431人、前年比8.5%増となった。(表6)

なお、常用雇用指数の推移(一般労働者とパートタイム労働者について令和2年を100とした指数で比較)は、図8-1、図8-2^(注)のとおりとなっている。

また、パートタイム労働者比率は、規模5人以上は前年差0.7ポイント増加し、32.3%、規模30人以上では前年差1.4ポイント増加し、28.4%となった。(表6、図9-1、図9-2)

表6 就業形態別推計常用労働者数の年推移(調査産業計)

年	規模5人以上						規模30人以上					
	一般労働者 ※(A)		パートタイム 労働者 ※(B)		パートタイム 労働者比率 ※(C)		一般労働者 ※(A)		パートタイム 労働者 ※(B)		パートタイム 労働者比率 ※(C)	
	人	前年比	人	前年比	%	ポイント	人	前年比	人	前年比	%	ポイント
令和2年	305,852	0.4	127,469	△ 0.7	29.4	△ 0.3	180,853	2.3	57,627	△ 6.4	24.2	△ 1.6
3年	297,155	△ 2.1	126,941	0.8	29.9	0.5	169,703	△ 3.6	58,705	4.6	25.7	1.5
4年	301,301	△ 0.4	130,910	△ 0.2	30.3	0.4	175,922	△ 0.7	59,528	△ 2.4	25.3	△ 0.4
5年	290,959	△ 3.5	135,379	3.4	31.8	1.5	169,035	△ 3.9	64,044	7.7	27.5	2.2
6年	297,695	0.6	137,408	△ 0.2	31.6	0.7	188,079	0.4	69,503	△ 2.0	27.0	△ 0.7
7年	303,483	2.0	144,846	5.5	32.3	0.7	189,830	1.0	75,431	8.5	28.4	1.4

※パートタイム労働者比率(C) = パートタイム労働者数(B) ÷ 全常用労働者数(A+B) × 100

注) 常用雇用指数は、ベンチマーク更新に伴い、過去に遡って改訂している。前年比等は、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出している。(調査の説明「9利用上の注意(5)～(7)」を参照)

図8-1 常用雇用指数の推移(規模5人以上)



図8-2 常用雇用指数の推移(規模30人以上)



図9-1 パートタイム労働者比率の推移(規模5人以上)

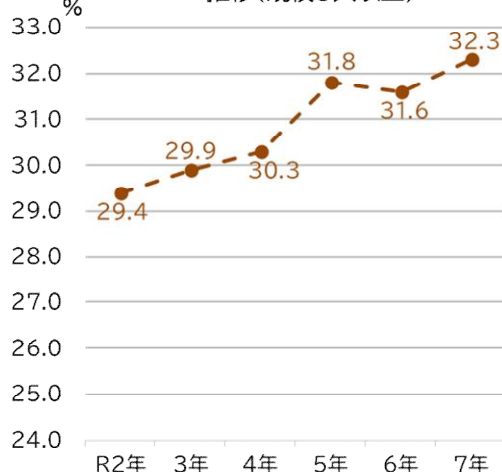
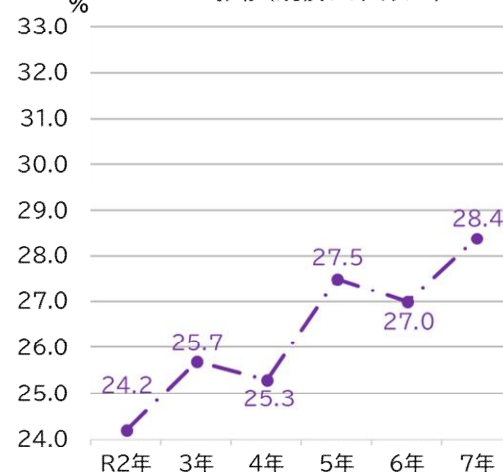


図9-2 パートタイム労働者比率の推移(規模30人以上)



毎月勤労統計調査地方調査の説明

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し厚生労働大臣が指定した約700の事業所について調査を行っている。

3 調査期日

調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与日現在)である。

4 調査の方法

区 分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業所規模	常用労働者30人以上	常用労働者 5 ～29人
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式(郵送調査方式)、または電子情報処理組織により提出する方式(オンライン方式)としている。	小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所に対して質問し、調査票を作成する実地他計方式、または電子情報処理組織により提出するオンライン方式としている。
抽出方法	経済センサス等によって把握した最新の年次フレームの事業所全数名簿を産業、規模別に区分けし、その区分ごとに所定の抽出率で無作為に行っている。抽出した事業所は予備調査を行った上で調査対象として指定する。指定後は、原則として次の部分入替えまで継続して調査する。 なお、毎年1月分調査において、部分入れ替えを実施するが、部分入替えの対象外となる継続事業所の指定事業所の減少に伴い、年次フレームから第一種事業所の追加指定を行う。	二段抽出の方法を採っている。 一次抽出単位は、経済センサスの調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」である。毎勤第二種基本調査区から約10調査区を抽出し、予備調査を行った上「毎勤第二種指定調査区」とし、次に統計調査員がこの調査区を巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 二次抽出はその名簿から常用労働者が5～29人の事業所を選び抜き、厚生労働省が産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出し、第二種事業所として指定する。
調査期間	調査期間は原則として3年間である。事業所の交替は、2～3年に一度全数入替を行っている。なお、令和2年からは毎年3分の1ずつ交替する方式(ローテーション方式)に変更となった。平成30年、31年は経過措置として毎年半数ずつ交替した。	調査期間は原則として18か月である。標本事業所の交替は一斉に行うのではなく、調査区を3組に分けて、6か月ごとに3分の1ずつ交替する方式(ローテーション方式)をとっている。

5 調査・集計事項の定義

(1) 調査事項の用語の説明は、次のとおりである。

ア 調査の項目

調査事項	説 明
現金給与総額	賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。 「現金給与総額」＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」
きまって支給する給与 (定期給与)	労働契約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。 「きまって支給する給与」＝「所定内給与」＋「所定外給与」
所 定 内 給 与	きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの。
所 定 外 給 与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝勤務手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
特別に支払われた 給 与	労働契約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働契約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。 ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金 ②支給事由の発生が不定期なもの ③3ヵ月を超える期間で算定される手当等（6ヵ月分支払われる通勤手当など） ④いわゆるベースアップの差額追給分
総 実 労 働 時 間	労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」
所 定 内 労 働 時 間	労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。
所 定 外 労 働 時 間	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。
出 勤 日 数	業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。
常 用 労 働 者	①期間を定めずに、雇われている者 ②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者のことをいう。
一 般 労 働 者	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者
パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定時間が一般の労働者より短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ないもののいずれかに該当する者のことをいう。

イ 集計表の比率等

(ア) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

(イ) 入職率、離職率

入職率とは、調査期間末に、採用、転勤等で入職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

離職率とは、調査期間末に、退職、転勤等で離職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

(ウ) 賞 与

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般に期末手当、ボーナスと呼ばれている給与のことである。

この調査では、6月～8月に賞与として支払われたものを夏季賞与として、11月～翌年1月に支払われたものを年末賞与として、毎月の集計とは別に集計している。

なお、第二種事業所(規模 5～29人)の調査については、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ換えるので、賞与集計の対象となるのは残りの3分の2の調査区の事業所となるため、地方調査では事業所規模5人以上の集計は行わず、第一種事業所(規模30人以上)のみを集計している。

6 標本事業所の設計方法

この調査は、総務省統計局が行う経済センサスに基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。

標本は、産業大分類別(製造業、卸売・小売業及びサービス業は一部中分類)及び規模別(事業所規模 5～29人、30～99人、100～499人及び500人以上)に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽出される。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

なお、地方調査の調査事業所は、全国調査の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

7 調査結果の算定

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計した。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定した。

(1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めている。

(2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率(母集団労働者数÷前月末労働者数)を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

(3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めている。

8 指数の算定

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。指数は5年ごとに改訂しており、現在は、令和2年を基準（令和2年＝100）としている。

（1）指数の算定方法

各月の指数の計算式は次のとおりである。

① 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{集計結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

② 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（金沢市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1月～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

（2）指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

指数は西暦年の末尾に0又は5のつく年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした指数の改訂を行っている。

② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに標本事業所の抽出替えを行っている。この抽出替え時には、従来の標本事業所による集計結果と、新たに抽出された標本事業所による集計結果との間にギャップ（差異）が生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その集計結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、令和6年1月分調査で第一種事業所の抽出替えを行った際、ギャップを修正し、過去に遡って指数を改訂している。

なお、実数値については、ギャップ修正を行っていないので、時系列比較は指数により行うことが適切である。

9 利用上の注意

- （1）この調査は、事業所規模（調査事業所の雇用する常用労働者数）5人以上の事業所についての標本調査である。したがって、調査結果は全事業所に関する統計の推計値であり、標本誤差は避けられない。
- （2）平成22年1月分から平成28年12月分までは、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果としている。
- （3）平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づき集計している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
- （4）常用雇用指数は、経済センサス基礎調査等の結果が利用できるタイミングで、同調査の常用労働者数をベンチマーク（水準基準）として、過去に遡って常用雇用指数の改訂を行っている。

- (5) 前年比(対前年増減率)は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- (6) 令和6年1月分調査より、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ(令和3年経済センサス一活動調査)の結果に基づき更新(ベンチマーク更新)したことに伴い、常用雇用指数及びその増減率を過去に遡って改訂している。

- (7) 賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年の前年比等は、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

※ベンチマーク更新とは※

本調査は標本調査のため、調査結果の数値を母集団労働者数に復元する必要がある。集計に用いる母集団労働者数について、年月の経過による推計値と実績値との乖離を是正するため、事業所の全数調査である経済センサスの結果により更新している。これを「ベンチマークの更新」という。

- (8) 統計表中の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。

- (9) 統計表において、調査対象事業所が少なく公表が困難なため、C 鉱業、採石業、砂利採取業については掲載せず、調査産業計に含めて算定した。

また、次の産業は調査対象事業所が少ないため、それぞれ一括して算定した。

E製造業の中で、E一括産業1:12木材・木製品製造業(家具を除く)、13家具・装備品製造業

E一括産業2:19ゴム製品製造業、22鉄鋼業、23非鉄金属製造業

M宿泊業、飲食サービス業の中で、M一括産業:76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業

P医療、福祉の中で、P一括産業:84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業

Rサービス業(他に分類されないもの)の中で、R一括産業:88廃棄物処理業、89自動車整備業、
90機械等修理業(別掲を除く)、
93政治・経済・文化団体、94宗教、
95その他のサービス業

- (10) 統計表に用いる符号

「0」,	「0.0」	………	単位未満
「ー」	………		該当数値なし
「**」	………		不詳または比較数値なし
「X」	………		調査事業所が少ないため、掲載しない
「△」	………		負数または減少

10 表章産業変更に伴う取扱い

- (1) 表章産業の変更について

毎月勤労統計調査では、平成29年1月分から、新産業分類に基づき集計している。

これにより、当調査の表章産業は次ページのとおりである。

- (2) 平成21年以前の結果との接続について

旧産業分類に基づいて表彰している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応(次ページ「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応)を単純に接続させている。また、本年報では新産業分類で表章している。

毎月勤労統計調査地方調査における集計産業

集計産業（新産業分類 H22.1～）			旧産業との接続	平成21年以前の集計産業（旧産業分類）		
大分類	TL	調査産業計	○	TL	調査産業計	
	C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	D	鉱業	
	D	建設業	◎	E	建設業	
	E	製造業	◎	F	製造業	
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G	電気・ガス・熱供給・水道業	
	G	情報通信業	▲	H	情報通信業	
	H	運輸業、郵便業	▲	I	運輸業	
	I	卸売業、小売業	▲	J	卸売・小売業	
	J	金融業、保険業	◎	K	金融・保険業	
	K	不動産業、物品賃貸業	×	L	不動産業	
	L	学術研究、専門・技術サービス業	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
	M	宿泊業、飲食サービス業	×	M	飲食店、宿泊業	
	N	生活関連サービス業、娯楽業	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
	O	教育、学習支援業	▲	O	教育、学習支援業	
	P	医療、福祉	○	N	医療、福祉	
	Q	複合サービス事業	▲	P	複合サービス事業	
	R	サービス業（他に分類されないもの）	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
中分類等	E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	◎	F09, 10	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	
	E11	繊維工業	×	F12	衣服・その他の繊維製品製造業	
	E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	△	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）	
	E13	家具・装備品製造業	◎	F14	家具・装備品製造業	
	E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	△	F15	パルプ・紙・紙加工品製造業	
	E15	印刷・同関連業	◎	F16	印刷・同関連業	
	E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	新設	F19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
	E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	◎	F20	ゴム製品製造業	
	E19	ゴム製品製造業	◎	F22	窯業・土石製品製造業	
	E21	窯業・土石製品製造業	○	F23	鉄鋼業	
	E22	鉄鋼業	◎	F24	非鉄金属製造業	
	E23	非鉄金属製造業	◎	F25	金属製品製造業	
	E24	金属製品製造業	◎	F26	一般機械器具製造業	
	E25	はん用機械器具製造業	×	F26	一般機械器具製造業	
	E26	生産用機械器具製造業	×	F31	精密機械器具製造業	
	E27	業務用機械器具製造業	×	F29	電子部品・デバイス製造業	
	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲	F27	電気機械器具製造業	
	E29	電気機械器具製造業	×	F28	情報通信機械器具製造業	
	E30	情報通信機械器具製造業	×	F30	輸送用機械器具製造業	
	E31	輸送用機械器具製造業	◎			
	E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	新設			
	ES1	E一括分1（個別設定）		FS1	F一括分1（個別設定）	
	ES2	E一括分2（個別設定）		FS2	F一括分2（個別設定）	
	ES3	E一括分3（個別設定）		FS3	F一括分3（個別設定）	
	I-1	卸売業（150～155）	△	J-1	卸売業（J49～J54）	
	I-2	小売業（156～161）	×	J-2	小売業（J55～J60）	
	M75	宿泊業	◎	M72	宿泊業	
	MS	M一括分（個別設定（M76, 77は必須））				
	P83	医療業	◎	N73	医療業	
	PS	P一括分（個別設定（P84, 85は必須））				
	R91	職業紹介・労働者派遣業	×	Q90	その他の事業サービス業	
	R92	その他の事業サービス業	×	Q90	その他の事業サービス業	
	RS	R一括分（個別設定（R88-90, 93-95は必須））				
特掲区分	TK1	特掲産業1（個別設定）				
	TK2	特掲産業2（個別設定）				
	TK3	特掲産業3（個別設定）				
	TK4	特掲産業4（個別設定）				
	TK5	特掲産業5（個別設定）				
	TT1	特掲積上げ産業1（個別設定）				
	TT2	特掲積上げ産業2（個別設定）				

（注）「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。なお、記号の見方は以下のとおり。

◎：完全に接続する対応

○：常用労働者数の変動が0.1％以内の対応

△：常用労働者数の変動が1.0％以内の対応

▲：常用労働者数の変動が3.0％以内の対応

×：その他の対応

廃止する集計産業

集計産業（旧産業分類）			備 考
中分類	F17	化学工業	区分を統合し、E16, 17として集計。
	F18	石油製品・石炭製品製造業	区分を統合し、E16, 17として集計。
	F21	なめし革・同製品・毛皮製造業	区分を統合し、E32, 20として集計。
	F32	その他の製造業	区分を統合し、E32, 20として集計。
	Q80	専門サービス業（他に分類されないもの）	(×) L72, 74 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q81	学術・開発研究機関	(◎) L71 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q84	娯楽業	(×) N80 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q86, 87	自動車整備、機械等修理業	(○) R89, 90 特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。